

## 2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

- 次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(16ページ)を参照して書いてください。
- 提出先、提出日、申告年分(0□に「3」と書き、空白部分「確定」と書き)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
  - 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

**【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】**  
上場株式等の配当等については、その支払の際に20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収がされます。

また、上場株式等の配当等に係る配当所得について申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます(※)。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります(62ページ参照)。

※ 上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の⑬欄及び⑰欄に記載し、「申告書第一表」の④欄及び⑤欄には記載しません。

⑬欄から⑰欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑰欄の記載を省略し、⑲欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。

この事例では、⑬欄、⑮欄、⑯欄、⑰～⑲欄、㉑欄の記載を省略しています。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

令和03年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA2201

令和4年2月16日

現在住所: F市△町9-8-7

氏名: 高松 三郎

職業: 会社員

生年月日: 3/39/11/03

マイナンバー: △△△△-XXXX-XXXX

収入金額等: 給与 9065400

所得金額等: 給与 7115400

源泉徴収額: 582600

課税される所得金額: 000

所得控除: 00

課税所得金額: 000

所得税額: 00

復興特別所得税額: 00

源泉徴収税額: 00

申告納税額: 00

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払先住所: F市△町9-8-7

氏名: 高松 三郎

職業: 会社員

給与・賞与: 9,065,400

源泉徴収額: 582,600

課税所得金額: 8,482,800

所得税額: 1,147,796

復興特別所得税額: 83,500

源泉徴収税額: 33,000

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

## 3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例2】の17ページ、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

令和03年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA2301

住所: F市△町9-8-7

氏名: 高松 三郎

所得の内訳(源泉徴収税額): 給与 9,065,400 源泉徴収税額 582,600

配当: 株式の配当 N建設株式会社 40,000 6,126

源泉徴収税額合計額: 588,726

確定申告書を提出して上場株式等に係る配当所得等の金額について申告する場合、次の書類の添付は原則として不要です(4を除き、分配時調整外国税相当額控除(57ページ)の適用を受ける場合には添付が必要となる場合があります)。

- 上場株式配当等の支払通知書
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式 1000株 1株当たり配当金 4000円 配当金額 40000円 所得税率 15.315% 所得税額 6126円 税引後配当金額 31874円

株主 高松 三郎 様

令和3年4月22日 N建設株式会社

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。

上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されています。所得税及び復興特別所得税(15.315%)の税額は、「源泉徴収税額」欄に書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください(56ページ参照)。

この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていないので、記入の必要はありません。

住民税・事業税に関する事項

申告する上場株式等の配当等の住民税(5%)の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記載してください。

ただし、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○をする場合は記入しないでください。詳しくは57ページを参照してください。

「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。

## 4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例2】の18ページをご覧ください。また、「所得から差し引かれる金額」は、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

### 5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。  
住所、氏名などを書いてください。  
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

**特例適用条文**  
この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、令和3年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑦欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」①欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がありません。

《参考》  
純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和03年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2400

住所 高松 三郎  
〒190-0000 F市△町9-8-7

特例適用条文  
措法 37 条の12の2

収入金額	所得金額
短期譲渡 一般分 ①	
短期譲渡 軽減分 ②	
長期譲渡 一般分 ③	
長期譲渡 特定分 ④	
長期譲渡 軽減分 ⑤	1900000
一般株式等の譲渡 ⑥	
上場株式等の譲渡 ⑦	△79000
上場株式等の配当等 ⑧	0
先物取引 ⑨	
山 林 ⑩	
退職 ⑪	
短期譲渡 一般分 ⑫	
短期譲渡 軽減分 ⑬	
長期譲渡 一般分 ⑭	
長期譲渡 特定分 ⑮	
長期譲渡 軽減分 ⑯	
一般株式等の譲渡 ⑰	
上場株式等の譲渡 ⑱	
上場株式等の配当等 ⑲	
先物取引 ⑳	

令和3年分 特定口座年間取引報告書

譲渡区分	譲渡の対価の額(収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等
上場分	1,900,000	2,119,000
特定信用分		
合計	1,900,000	2,119,000

確定申告書付表(1面下部)

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利息
Y証券大手支店	100,000	
N建設株式会社	40,000	
合計	140,000	

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (①-②) (赤字の場合は0と書いてください。)

(注) 利息所得に係る負債の利息は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④)	所得金額
79,000	79,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③)	所得金額
0	0

### 6 第三表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

第一表の所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額(36ページ参照)と所得から差し引かれる金額「⑲合計」欄に記載した金額(36ページ参照)を転記してください。

**「課税される所得金額」の計算**

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑲欄の金額 = Aとして

**Aの金額が黒字の場合**  
Aの金額を⑲欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください(詳しくは【事例2】の20ページを参照してください)。この事例の場合、⑫欄の金額(7,115,400円)から⑲欄の金額(2,124,296円)を差し引いた残りの金額(4,991,000円[1,000円未満切捨て])を⑲欄に書いてください。

**Aの金額が赤字の場合**  
【事例3】の26ページを参照してください。

⑲欄及び⑳欄の金額がいずれも1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)、㉑欄の記入の必要はありません。

**「税額」の計算**

総合課税の所得金額に対する税額  
63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。  
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(㉑欄)	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額に対する税額
4,991,000円	0.2	427,500円	570,700円

.....(㉒欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

総合課税の合計額(申告書第一表の⑫)	7,115,400
所得から差し引かれる金額(申告書第一表の⑲)	2,124,296
⑫ 対応分	4,991,000
⑲ 対応分	0
⑳ 対応分	0
㉑ 対応分	0
㉒ 対応分	0
㉓ 対応分	0
㉔ 対応分	0
㉕ 対応分	0
㉖ 対応分	0
㉗ 対応分	0
㉘ 対応分	0
㉙ 対応分	0
㉚ 対応分	0
㉛ 対応分	0
㉜ 対応分	0
㉝ 対応分	0
㉞ 対応分	0
㉟ 対応分	0
㊱ 対応分	0
㊲ 対応分	0
㊳ 対応分	0
㊴ 対応分	0
㊵ 対応分	0
㊶ 対応分	0
㊷ 対応分	0
㊸ 対応分	0
㊹ 対応分	0
㊺ 対応分	0
㊻ 対応分	0
㊼ 対応分	0
㊽ 対応分	0
㊾ 対応分	0
㊿ 対応分	0

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑲ 対応分	5,707,000
⑳ 対応分	
㉑ 対応分	
㉒ 対応分	
㉓ 対応分	
㉔ 対応分	
㉕ 対応分	
㉖ 対応分	
㉗ 対応分	
㉘ 対応分	
㉙ 対応分	
㉚ 対応分	
㉛ 対応分	
㉜ 対応分	
㉝ 対応分	
㉞ 対応分	
㉟ 対応分	
㊱ 対応分	
㊲ 対応分	
㊳ 対応分	
㊴ 対応分	
㊵ 対応分	
㊶ 対応分	
㊷ 対応分	
㊸ 対応分	
㊹ 対応分	
㊺ 対応分	
㊻ 対応分	
㊼ 対応分	
㊽ 対応分	
㊾ 対応分	
㊿ 対応分	

確定申告書付表(2面上部)

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑤+⑦+⑧)	79,000
-----------------------------------	--------

### 7 第一表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、【事例2】の21ページをご覧ください。また、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから31ページも併せてご覧ください。

この事例では、特定口座開設前に受け取ったN建設の配当から源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,042円が還付されます。  
なお、源泉徴収されていた配当割額控除額(住民税)については57ページの「参考事項2」を参照してください。

添付書類  
この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、25ページの「添付書類」の2を参照してください。

申告書B第一表(右上部)

課税される所得金額(⑩-⑪)又は第三表上の⑲に対する税額又は第三表の⑲	5,707,000
配当控除	
政令等寄附金等特別控除	
住宅耐震改修特別控除等	
差引所得控除額	0
災害減免額	
再取引所得控除(譲渡所得税額)	5,707,000
復興特別所得税額(⑫×2.1%)	119,840
所得税及び復興特別所得税の額(⑬+⑭)	5,826,840
外国税額控除等	
源泉徴収税額	5,887,260
申告納税額	△6,042
予定納税額(第1期分・第2期分)	
第3期分の税額(納める税金)	0
納付される税金	6,042